

あなたの相続…

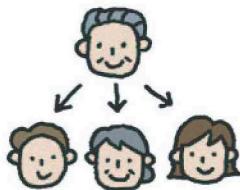
本当に相続税が 掛かりませんか？



相続がスタートすると、**たった3ヶ月で**
相続を受けるか放棄するかの
判断がやってきます。



さらに、**10ヶ月後には相続税を払わないと**いけません。
間に合いますか!?



相続税が掛かるのであれば、
納付期限までに遺産を決めておかないと、
相続税の軽減措置を受けることができません。



まずは**資産整理**を行うことで、相続対策が必要かの判断を！
でも、相続対策って、**税金対策だけでは…**



下記へお電話ください。

話を聞きたくなったら**「相続に関する相談窓口」**下記までご連絡ください。
いまなら**無料で不動産を中心とした相続診断**を実際させて頂きます。



お客様第一主義。

株式会社 西王不動産
山形県知事(8)第1598号 (社)山形県宅地建物取引業協会会員

土日祝も営業中!!

〒990-2323 山形市桜田東4丁目9番23号
TEL:(023)-641-9772
FAX:(023)-641-9776

